## 7) 陸産貝類

五木村では、「五木村学術調査 自然編(五木村総合学術調査団、昭和 62 年 1 月)」によると、ベッコウマイマイ科、キセルガイ科など 61 種が記録されている。相良村には同種の文献は特に存在しない。建設省の現地調査(「4.4 植物・動物・生態系」参照)では、川辺川ダムとその周辺で 24 種が確認されている。

なお、以下に示す①~④により五木村及び相良村における重要な種を選定したところ、表 2.1.5.2-7 に示すとおり、文献においては 9 種、建設省の現地調査においては 3 種が該当した。

- ①「文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)」、「熊本県文化財保護条例(昭和 51 年熊本県条例第 48 号)」により天然記念物に指定されている種
- ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)」で指定されている種
- ③「熊本県希少野生動植物の保護に関する条例(平成2年熊本県条例第61号)」で指定されている種
- ④「環境庁報道発表資料 無脊椎動物(昆虫類、貝類、クモ類、甲殻類等)のレッドリストの見直しについて(環境庁編、平成 12 年 4 月)」に記載されている種

表 2.1.5.2-7 重要な陸産貝類

No.	種名	文献	建設省	選定根拠1)			
			調査2)	1	2	3	4
1	クチマガリスナガイ	0	0				NT
2	キバサナギガイ	0					VU
3	ナンピギセル	0					EN+CR
4	ハナコギセル	0	0				EN+CR
5	マルクチコギセル	0					EN+CR
6	ホソヒメギセル	0					NT
7	テラマチベッコウ	0	0				NT
8	カサネシタラガイ	0					NT
9	ツシマナガキビ	0					NT
計	9	9	3	0	0	0	9

- 1) 重要な種の選定根拠は以下のとおりである。なお、④の定義の詳細については、巻末の資料編に示した。
- ①「文化財保護法」、「熊本県文化財保護条例」により天然記念物に指定されている種
- 特:国指定特別天然記念物 国:国指定天然記念物 県:県指定天然記念物
- ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で指定されている種
- I:国内希少野生動植物
- ③「熊本県希少野生動植物の保護に関する条例」で指定されている種
- ④「環境庁報道発表資料 無脊椎動物(昆虫類、貝類、クモ類、甲殻類等)のレッドリストの見直しについて」に記載されている種
- EX:絶滅 EW:野生絶滅 EN+CR:絶滅危惧 I 類 VU:絶滅危惧 II 類 NT:準絶滅危惧
- DD:情報不足 LP:地域個体群
- 2) 建設省の現地調査: 「4.4 植物・動物・生態系」参照